

議案第 2 号

バス停留所「新政公園」の移設について

バス停留所「新政公園」の移設は、次に定めるところによる。

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会
会 長 久 野 時 男

バス停留所「新政公園」の移設について

1. 停留所の情報

路線	飛島公共交通バス（蟹江線）
停留所	移設 1 箇所
名称	新政公園
住所	飛島村大字新政成四丁目 138 番地
設置計画日	平成 30 年 2 月 1 日
地権者	飛島村
道路管理者	村道（飛島村）

2. 事前確認事項

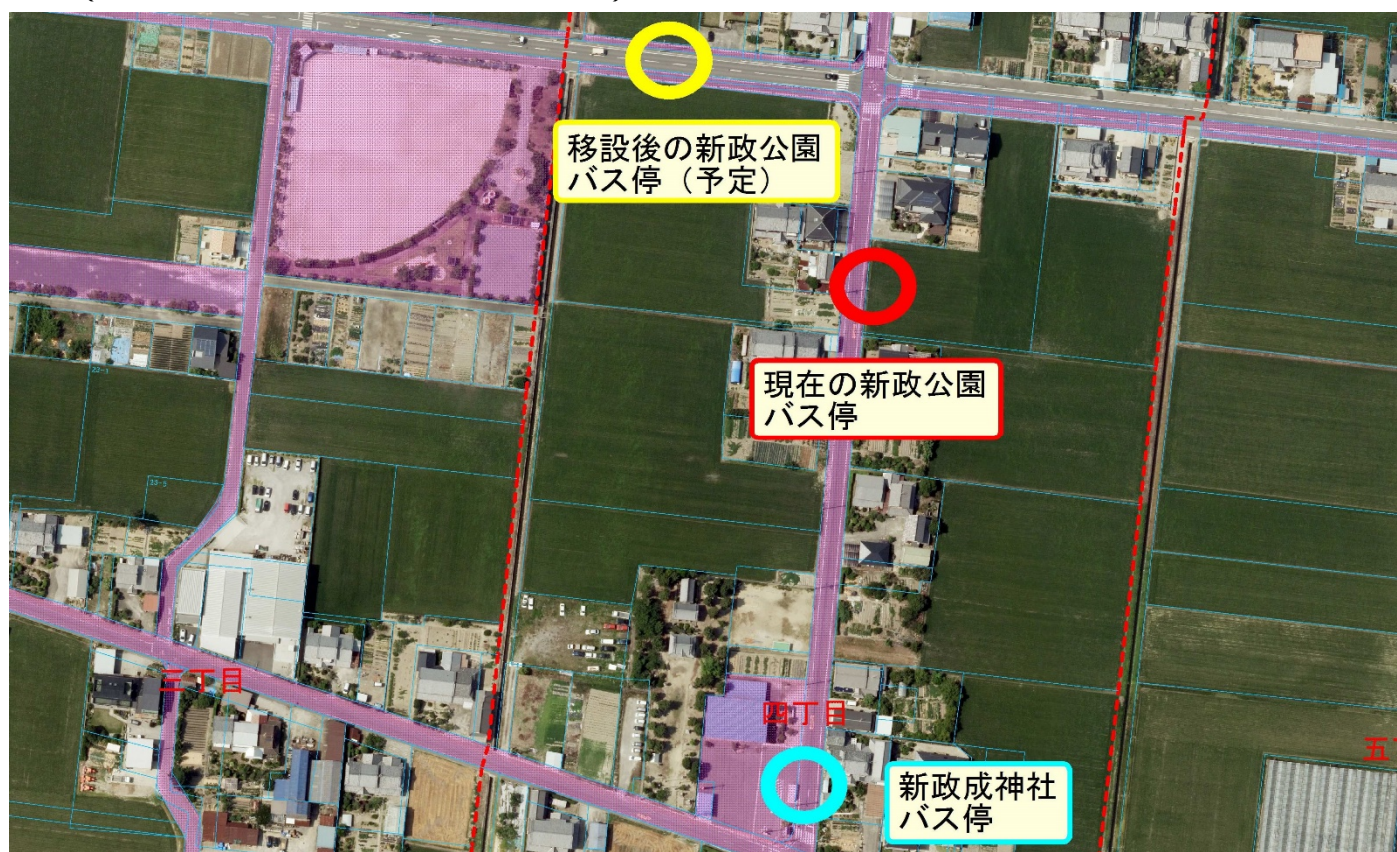
警察調整	平成 29 年 10 月 19 日（木）現地確認
運行事業者	平成 29 年 10 月 19 日（木）三重交通(株)桑名営業所と現地確認
地権者	平成 29 年 11 月 24 日（金）担当課と確認
道路管理者	平成 29 年 11 月 24 日（金）担当課と確認
事前確認事項について、全て支障なし	

3. 新設までのスケジュール

協議	飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 12 月 14 日協議
P R 方法	飛島村広報及び既存バス停留所（新政公園）にて周知
利用開始日	平成 30 年 2 月 1 日

4. 設置位置

位置（移設後の詳細図については別紙のとおり）



新政公園バス停 移設位置図及び安全対策（案）

新たなバス停



防犯灯の設置

既設の防犯灯

新設の防犯灯



歩車道分離ブロックの付け替え



概ね 20m

農作業の支障とならないよう設置します

歩車道分離ブロックの仕様変更

歩車道分離ブロックの断面図 (既存)



概ね 18cm

歩車道分離ブロックの断面図 (付け替え後)



概ね 2cm